

水質汚濁防止法に基づく立入検査マニュアル 策定の手引き

平成 18 年 4 月

環境省水・大気環境局

水 環 境 課
閉鎖性海域対策室
地下水・地盤環境室

目 次

はじめに	1
立入検査の目的	1
立入検査の実施にあたっての基本的な考え方	3
1 立入検査計画の作成	3
2 立入検査の事前準備	3
3 立入検査の実施	4
4 立入検査後の対応	6
立入検査の具体的な方法	7
1 立入検査計画の作成	7
2 立入検査の事前準備	8
(1) 事業場概要の確認	8
(2) 届出状況の確認	8
(3) 用排水系統の確認	8
(4) 検査対象物質・項目の確認	8
(5) 過去の調査結果と指導状況の確認	9
3 立入検査の実施	10
(1) 立入検査当日の留意事項	10
(2) 関係書類の確認	10
(3) 特定施設等の検査	11
(4) 排水処理施設の検査	12
(5) 排水口、排水経路の検査	14
4 立入検査後の対応	16
(1) 帰庁後の対応	16
(2) 検査結果の記録・保存	16
(3) 行政措置の実施等について	17
おわりに	18
参考資料－1 水質汚濁防止の徹底について	19
参考資料－2 参考資料－1の通知後における自治体独自の対応例	21

別添資料 立入検査の指導事例集

はじめに

平成 17 年 2 月 3 日、大手鉄鋼工場において水質汚濁を防止する観点から問題となる行為が行われていたことが明らかになった。

このことを踏まえ、環境省では、平成 17 年 2 月 4 日付けで環境監視及び排水監視の一層の徹底を図ること、さらに同年 3 月 18 日付けで立入検査を適切に実施すること及びその際の留意事項等について、都道府県及び水質汚濁防止法政令市（以下「自治体」という。）に通知したところである。

本手引きは、自治体による立入検査のより一層の重点化・効率化を図るため、最近の事案やこれまでの知見を教訓とし、自治体が立入検査マニュアルを策定する際又は既存のマニュアルの見直しを行う際の参考となるよう策定したものである。

自治体におかれては、本手引きを参考に、地域の実態を加味しながら、より実効性の高い立入検査マニュアルの策定又は見直しを行い、立入検査をはじめ法規制業務を適正に実施されることを期待するものである。

立入検査の目的

水質汚濁防止法（以下「法」という。）第 22 条に基づく立入検査及び報告徴収は、具体的には、主として次の各条項の施行のために行うことができるものである。

- ①法第 3 条第 3 項（上乘せ排水基準の設定）
- ②法第 4 条の 3 第 1 項（総量削減計画の策定）
- ③法第 4 条の 5 第 1 項及び第 2 項（総量規制基準の設定）
- ④法第 5 条から第 7 条まで（届出の受理）
- ⑤法第 8 条及び第 8 条の 2（計画変更命令等）
- ⑥法第 12 条、第 12 条の 2 及び第 12 条の 3（排出水の排出の制限等）
- ⑦法第 13 条第 1 項及び第 3 項並びに第 13 条の 2 第 1 項（改善命令等）
- ⑧法第 14 条（測定結果の記録、排水方法の適切化等）
- ⑨法第 14 条の 2（事故時の応急措置命令）
- ⑩法第 14 条の 3（地下水の浄化措置命令）
- ⑪法第 18 条（緊急時の措置命令）
- ⑫法第 23 条第 4 項（鉱山等に関する関係行政機関の長への要請）

これらは、いずれも法第 1 条に規定される法の目的を満たすために行われるべきものである。

法では、工場・事業場からの排水や地下浸透を規制するため、規制基準を定め、その基準を特定事業場（以下単に「事業場」という。）の設置者に遵守させるための規定が設けられている。

自治体による立入検査は、一の事業場当たり年に多くて数回程度の頻度で行われているが、規制

基準は、立入検査時のみならず常時適用されているということに留意する必要がある。

規制基準

- 排水基準
- 総量規制基準
- 地下浸透基準

規制基準遵守のための各規定

- 基準遵守義務
- 改善命令等
- 報告・検査
- 特定地下浸透水の浸透の制限
- 届出/計画変更命令
- 汚染状態等の測定
- 罰則

立入検査の目的は、常時、事業場の設置者に規制基準を遵守させるため、事業場において規制基準の遵守のための規定が適正に運用されているかを確認し、その結果に応じて必要な措置を講じることにある。したがって、立入検査の実施にあたっては、採水調査による基準遵守の確認にとどまらず、届出との照合や自主管理状況の確認等も適切に行うことにより、違反の未然防止を図ることが重要となる。

参 考

水質汚濁防止法第 22 条第 1 項

環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業場の設置者又は設置者であつた者に対し、特定施設の状況、汚水等の処理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その者の特定事業場に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。

水質汚濁防止法施行令第 8 条第 1 項及び第 2 項

第 8 条 環境大臣又は都道府県知事は、法第 22 条第 1 項の規定により、特定事業場の設置者又は設置者であつた者に対し、特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法、排出水の汚染状態及び量（指定地域内の特定事業場に係る場合にあつては、排水系統別の汚染状態及び量を含む。）、特定地下浸透水の浸透の方法並びに法第 5 条第 1 項第 8 号及び同条第 2 項第 8 号の環境省令で定める事項について報告を求めることができる。

2 環境大臣又は都道府県知事は、法第 22 条第 1 項の規定により、その職員に、特定事業場に立ち入り、特定施設及び汚水等の処理施設並びにこれらの関連施設、特定施設において使用する原料、当該特定事業場の敷地内の土壌及び地下水並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

立入検査の実施にあたっての基本的な考え方

1 立入検査計画の作成

立入検査計画は、原則として立入検査を実施しようとする年度の前年度末までに作成し、効率的に立入検査を実施するものとする。

立入検査計画の作成にあたっては、過去の立入検査結果等を活用した上で、管内の事業場について個別にその状況を整理し、状況に応じて採水の実施の有無をも含めて必要な立入検査数を定める。また、併せて具体的な調査項目を記載した立入検査票を作成しておく必要もある。なお、有害物質又はその他の項目に係る排水基準が適用される事業場については、適切な監視件数を確保し、長期にわたって立入検査が行われないことのないよう配慮する。また、立入検査計画は年度途中であっても、必要に応じ見直すことが望ましい。

2 立入検査の事前準備

立入検査で調査すべき事項は表 - 1 に示すように非常に多く、すべての事項を網羅して調査しようとするれば、事業場によっては数日～数週間を要することも考えられる。

自治体における人員等に制約がある中、限られた時間で立入検査の目的を達成するためには、重点的かつ効率的な立入検査の実施が求められる。このため、必要な事前準備や事業場で重点的に検査すべき事項について特定しておくことが重要である。

効率的な検査のためには、届出書等から、事業場内の用排水系統や使用される有害物質の種類・使用工程・使用方法等をあらかじめ整理しておくことが必要である。また、届出書等と併せ、過去の立入検査結果や自主測定結果から測定すべき物質・項目を確認するとともに、事業場の排水処理方法や製造される製品等から勘案して排出・浸透される可能性のある物質・項目についても事前に把握しておくことよい。さらに、事業場における社内のチェック体制等についても適宜確認することにより、立入検査の効果を高めることも有効である。

事業場における排水管理は、一般的に図 - 1 に示すように行われているが、検査の可能な地点をすべて調査するのではなく、特に重点的に検査すべき箇所を選定しておくことが有効である。

表 - 1 立入検査で調査すべき事項の例

特定施設 その他施設	施設の届出との照合 汚水の排出状況 製造工程 使用原材料・副原材料等	場内管理体制	公害防止組織の整備状況 環境部門と生産部門との連携
排水処理施設	施設の届出との照合 施設の稼働状況 使用薬品の状況 管理機器の状況 処理水の状況 残渣の状況 管理簿の記入状況	地下水（土壌）	揚水施設の状況 採水分析
排水口 排水経路 地下浸透点	採水分析 届出との照合 排水経路の状況 排水口・排水口付近の状況	自主測定状況	記録簿 原簿 自主測定結果の社内取扱い 自動計測器の維持管理・校正状況

3 立入検査の実施

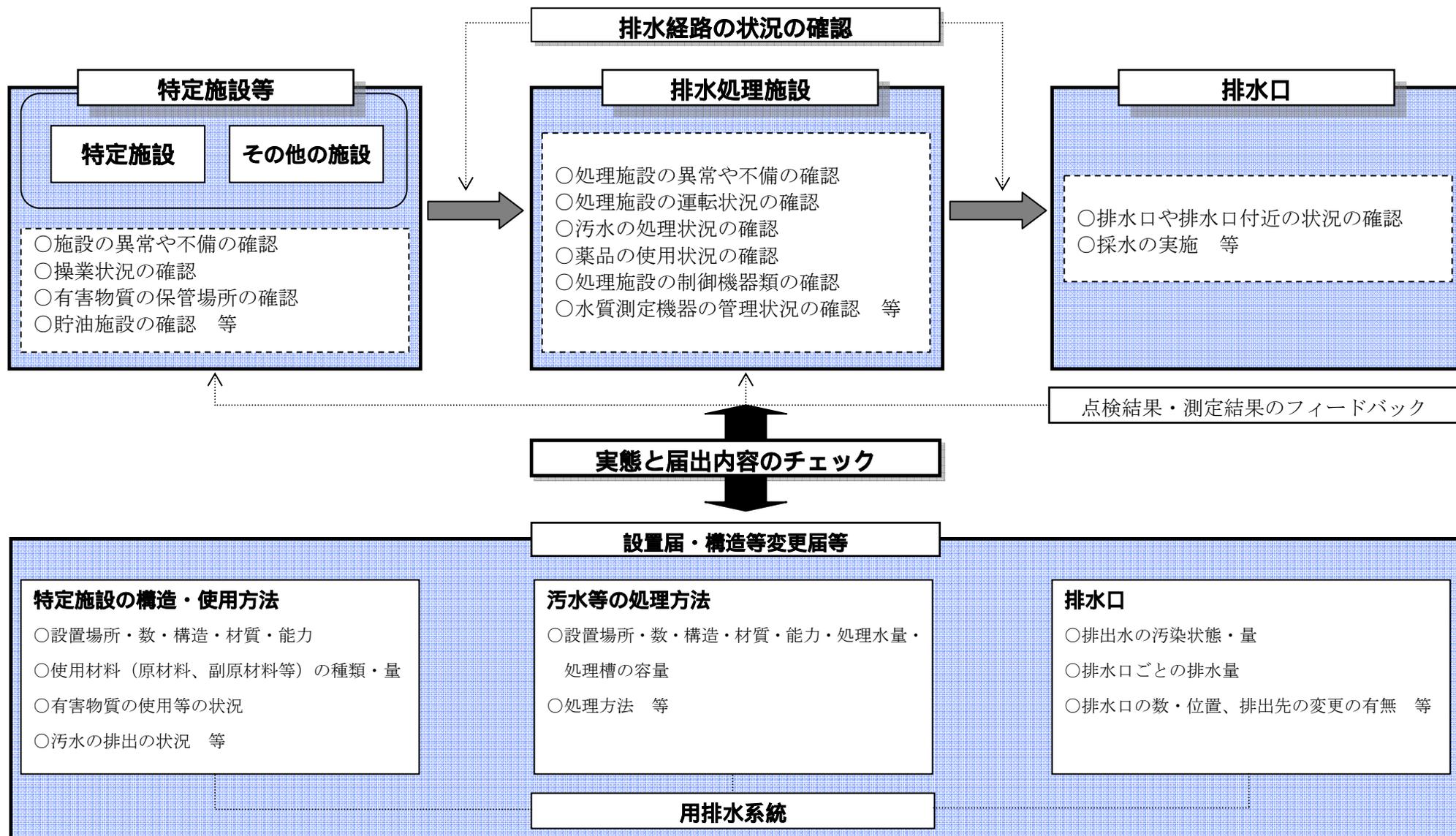
立入検査の実施にあたって重要なことは次の3点である。

- ①水質汚濁の未然防止と地域環境の保全を図る立場であることを自覚し、都道府県・市を代表して調査を行うという意識を持つこと。
- ②緊張感を持ち、時間を可能な限り有効に活用し、検査事項を効率よく検査すること。
- ③現場で判明した事態に、臨機応変に対応できるようにすること。

立入検査の人員は、事故等の防止の観点や1人では検査や指導が不十分になるおそれがあること等から原則複数人で行うようにする。

また、立入検査の実施の際に、異常な事態や不適当な事項等その場で早急に対応する必要がある場合は、現場で立会者に指示・指導する。一方、現場では十分に判明しない場合や重要な案件については、帰庁してから文書等で対応し、必要な場合は来庁を求め面談により状況を聴取する。さらに、電話の対応記録なども保存しておくことが必要である。なお、通常の操業状態や汚水処理状況、測定状況等を把握する趣旨から、立入検査の事前通知は原則として行わない。しかし、場内施設の一斉調査（届出施設との照合、特定施設外施設の設置状況の調査）等、立入検査の目的により事業場担当者の立ち会いや事前作業が必要な場合等は、事前通知を行うことが必要な場合もある。

事業場における排水管理の例



4 立入検査後の対応

立入検査の実施後は、立入検査票の再チェックや現場で行った指示内容の確認、また、採水を行った場合には測定結果の確認等を迅速に行い、その結果に応じて必要な措置をとる。特に、排水基準に適合しない排水を排出するおそれがあると認められるときは、改善命令等の行政措置を適正に行い、適宜、立入検査や報告徴収を実施することで改善計画等に掲げる実施期限内に違反のおそれを除去するよう指導するとともに、実施期限後にも再度立入検査を行い、改善事項を確認する。

また、違反原因等を究明する際には、単に事業者に対して原因の追及を指示するのみではなく、行政側においても、排水の自主測定結果や汚濁負荷量の測定結果、処理施設の運転方法や製造部門の操業状態等に関するデータの提出を求めること等により、問題が生じた原因を追及することが肝要である。

立入検査の結果は、当該事業場への指導根拠となるだけでなく、他の事業場への指導の際にも有効となるものであり、併せて、次回の立入検査計画を立案する場合や設置届等の審査の際にも重要なデータとなる。特に、排水基準違反を繰り返したり、排水処理施設に余力のないような事業場が行った設置届等の審査の際には、当該事業場に関する立入検査結果の状況の確認が必要となる。さらには、都道府県が定める上乗せ排水基準や他の規制基準等を定める際にも、これらの結果の情報が不可欠となることから、各自治体においては、立入検査結果の体系立った整理（記録・保存）がなされていることが望ましい。

立入検査の具体的な方法

1 立入検査計画の作成

立入検査計画は、原則として、立入検査を実施しようとする年度の前年度末までに作成し、効率的に立入検査を実施するものとする。また、採水を伴う立入検査の場合は、分析機関と分析項目や搬入日時等について事前に打合せを行い調整する。なお、事故等の緊急を要する事案については、適切に対処できるよう関係機関との連携に配慮すること。

立入検査計画の作成にあたっては、次の事項等に留意する必要がある。

～立入検査計画の作成にあたって留意すべき事項の例～

①指導の必要性

- 規制基準の違反歴
- 苦情の有無
- 指導歴
- 行政措置後の改善経過
- 関係する法令に基づく指導状況
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法、ダイオキシン類対策特別措置法等)
- その他指導の必要性
(特定施設の追加指定、規制物質や項目の追加、規制基準の改定等)
- 同業種の他事業場における指導状況

②排水監視の重要性

- 排出水量
- 工程排水の排出の有無
- 有害物質やその他の項目に係る排水基準の適用の有無
- 総量規制基準の適用の有無
- 有害物質の使用や排出のおそれの有無
(届出上循環使用となっても、本当に循環使用かどうかの確認)
- 汚濁負荷量の測定状況、協定に基づく測定状況
- 事業場の操業状態
(季節変動の有無、24時間連続排出又は回分式の別、夜間の立入検査の必要性等)
- 周辺公共用水域における利水状況(水道、農業、漁業、親水性等)

③その他

- 毎年度同時期の立入検査とならないような配慮
- 流域別の立入検査の優先度を考慮

2 立入検査の事前準備

自治体における人員等に制約がある中、限られた時間で立入検査の目的を達成するためには、重点的かつ効率的な立入検査の実施が求められる。このため、必要な事前準備や事業場で重点的に検査すべき事項について特定しておくことが重要である。

立入検査の実施に先立ち、事業場ごとに事前に必要となる準備について以下に示す。

(1) 事業場概要の確認

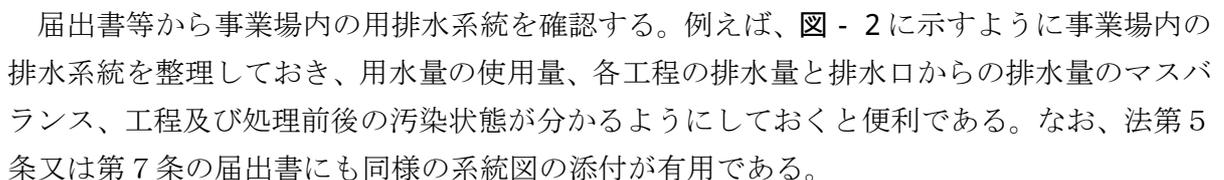
届出書等から事業場に関する基本的な事項を確認しておく。

- ア 事業場名、代表者名、所在地、電話番号、産業分類
- イ 生產品目、生産工程
- ウ 排水先の水域状況や工場周辺の状況

(2) 届出状況の確認

届出書等を確認し、特定施設の種類や数、適用される規制基準値等について整理しておく。また、水質関係法令の改正等によりその事業場での対応が必要な事項についても確認しておく。なお、公害防止管理者の設置の届出や PRTR 法に基づく報告状況等、水質関係法令以外の届出状況や同業種の他事業場における届出内容・指導状況等についても把握しておくことが望ましい。

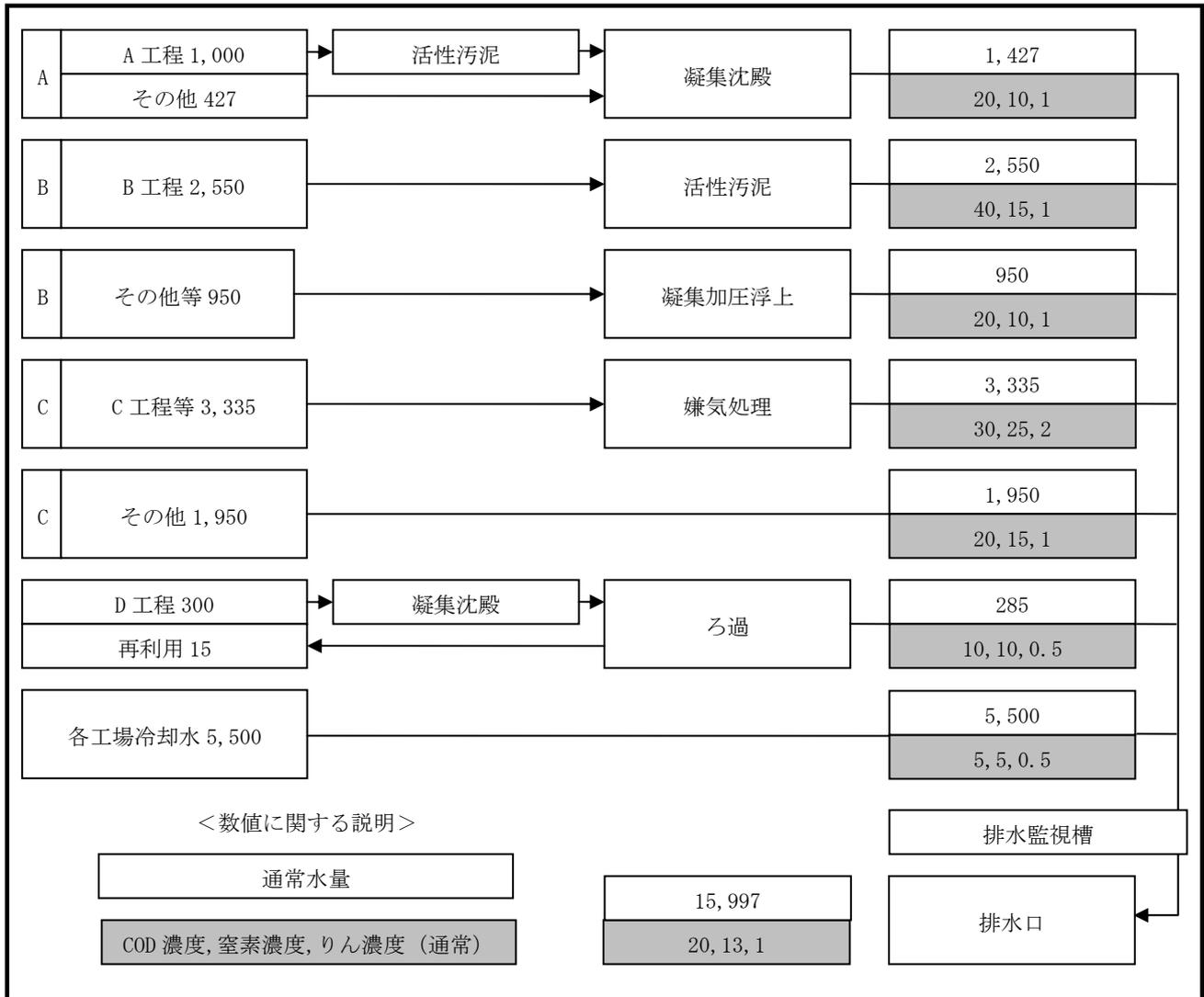
(3) 用排水系統の確認

届出書等から事業場内の用排水系統を確認する。例えば、に示すように事業場内の排水系統を整理しておき、用水量の使用量、各工程の排水量と排水口からの排水量のマスバランス、工程及び処理前後の汚染状態が分かるようにしておくことと便利である。なお、法第5条又は第7条の届出書にも同様の系統図の添付が有用である。

(4) 検査対象物質・項目の確認

重点的に検査すべき事項について特定するため、届出書等から使用される原材料や中間生成物等について整理し、測定すべき物質・項目を抽出するとともに、事業場の排水処理方法や製造される製品等から勘案して排出・浸透される可能性のある物質・項目についても把握する。なお、有害物質については、使用される有害物質の種類に加え、当該有害物質の使用工程や使用方法等についても整理しておくこととよい。

図 - 2 事業場内の排水系統の例



(5) 過去の調査結果と指導状況の確認

前述の重点的に検査すべき事項の特定や立入検査時に改善状況等を確認できるよう、以下に示す事項等を確認する。

- ア 過去に実施した立入検査の採水分析結果、指導状況
 - ・規制基準違反の有無、届出値超過の有無
 - ・届出にない物質・項目の検出状況
- イ 自主測定状況
 - ・汚濁負荷量の測定結果報告
 - ・協定に基づく測定結果報告
 - ・立入検査時の聴取結果
- ウ 直近の立入検査で重点的に検査した事項とその結果
- エ 行政措置の状況
- オ 苦情の状況
- カ 同業種の他事業場における指導状況

3 立入検査の実施

(1) 立入検査当日の留意事項

- ア 立入検査は原則複数人で行うこと。
- イ 事業場関係者に身分を明らかにし、立入検査の目的・趣旨をしっかりと伝えること。
- ウ 立ち会いは、事業場担当者だけでなく、できる限り責任のある立場の者（公害防止管理者が選任されていれば公害防止管理者も）の同席を求めること。
- エ 採水を実施する場合は、立入後直ちに実施すること。
- オ 携行品
 - ①法第 22 条第 4 項に基づく身分証明書
 - ②立入検査票
 - ③届出書等関係書類
 - ④法令集、マニュアル等参考資料
 - ⑤採水器具等
 - 採水用具（採水びん、バケツ（ロープ付）、ひしゃく）
 - 水質測定器具（透視度計、水温計、pH 計、残留塩素計、10ml シリンダー、簡易水質検査キット）
 - 装備品（ヘルメット、長靴、手鉤、懐中電灯、カメラ、クーラーボックス）

(2) 関係書類の確認

関係書類の確認は、立入検査票を用いてできる限り詳細に実施する。確認すべき事項の例を以下に示す。

- ア 届出状況（事業場名、代表者名、特定施設の種類・数・設置場所等）
- イ 公害防止体制（公害防止管理者の選任状況、組織・役割、測定結果のチェック体制等）、夜間体制、事故防止体制、事故発生時の体制
- ウ 操業状況、将来計画、生産品目、生産工程、使用材料（原材料、副原材料、素材、助剤、触媒、加工剤、仕上剤、添加剤、着色剤、洗浄剤等）
- エ 有害物質の使用等の状況
- オ 排出水の自主測定状況（項目、頻度等）、過去の異常の有無とその対応状況、水質状況の変化、測定結果の保存状況（3年保存）
- カ 自動計測器の維持管理・校正状況
- キ 地下水等の自主測定状況（項目、頻度等）
- ク 事業場における測定が採水後速やかに行われ、その結果が生産現場に適切に反映されているか否か。
- ケ 分析を委託で実施している場合、その委託先（計量証明事業所）。

(3) 特定施設等の検査

特定施設等のチェックポイントを以下に示す。各自治体においては、事業場の特性等を加味しながら、これらを参考とし、重点的かつ効率的に立入検査を実施することが求められる。

ア 届出書との照合

- (ア) 特定施設の設置場所・数・構造・材質・能力等
- (イ) 使用材料（原材料、副原材料等）の種類・量
- (ウ) 有害物質の使用等の状況
- (エ) 汚水の排出の状況
- (オ) 製造工程
- (カ) 消毒剤等処理に悪影響があるものの使用量・使用頻度
- (キ) その他の施設（排水処理施設は除く。）の状況

イ 施設の異常や不備の確認

- (ア) 施設の腐食・破損・故障の有無
- (イ) 地下浸透防止対策の実施状況
- (ウ) 床面の形状等による汚水の冷却水等未処理放流水への混入の有無・おそれ

ウ 操業状況等の確認

- (ア) 施設の稼働状況
- (イ) 工事等による施設の使用状況の変化
- (ウ) 施設から出る廃棄物の状況（種類、量、保管場所、保管方法）

エ 有害物質の保管場所等の確認

- (ア) 有害物質の保管場所・保管方法
- (イ) 有害物質の漏出防止対策の実施状況

オ 貯油施設（油水分離施設）の確認

- (ア) 油の保管場所・保管方法・保管量
- (イ) 貯油施設や油水分離施設での漏出防止対策の実施状況
- (ウ) 貯油施設や油水分離施設の適正な維持管理（防油堤の雨水排除弁は閉じているか等）

カ 工場建屋周辺の確認

- (ア) 周辺土壌の汚れの度合い
- (イ) 降雨による原材料・汚水・汚泥等の流出のおそれ

(4) 排水処理施設の検査

排水処理施設のチェックポイントを以下に示す。各自治体においては、事業場の特性等を加味しながら、これらを参考とし、重点的かつ効率的に立入検査を実施することが求められる。

ア 届出書との照合

- (ア) 処理施設の設置場所・数・構造・材質・能力・処理水量・処理槽の容量等
- (イ) 処理方法
- (ウ) 使用薬品の状況、残渣の種類・量・処理方法

イ 処理施設の異常や不備の確認

- (ア) 施設の腐食・破損・故障の有無
- (イ) 床面の亀裂・腐食・汚れ
- (ウ) 人が歩く箇所の腐食等の状況、落下防止柵や立入禁止柵の設置・腐食等の状況、照明装置の設置、地下タンクの状況
- (エ) 浄化槽等のマンホールの蓋の管理状況（錆ついたりしていないか、蓋の上に物を置いていないか等）
- (オ) 床面の形状等による汚水の冷却水等未処理放流水への混入の有無・おそれ
- (カ) 原水槽から未処理で排水されていないか（バイパス排水経路の有無、原水槽上部にオーバーフローするような出口がないか等）
- (キ) 雨水が混入しないように設計されているか
- (ク) 流入水の水量の変動に対応できる容量・処理能力か
- (ケ) 脱水機の脱離液が経路外に漏れていないか

ウ 処理施設の運転状況等の確認

- (ア) 処理施設の稼働状況
- (イ) ろ過器の逆洗方法（頻度、水量等）、活性炭吸着装置の使用状況（活性炭の更新頻度等）
- (ウ) 生活排水や温泉水の処理・排出状況
- (エ) 処理系統が2系列以上あり処理後に混合して排出されている場合、混合比の時間的変動（冷却水との混合、濃厚廃水の処理水と希釈排水との混合、活性汚泥処理水と他の処理水との混合等）。
- (オ) 濃厚廃水や廃酸・廃アルカリ・廃CN・反応残液等通常の処理ができない廃液の処理状況（処理量、処理先、処理頻度等）
汚泥処理を委託している場合は、その委託先が許可業者かどうか。
- (カ) 汚泥の発生量・処理量・保管量
- (キ) 産業廃棄物について、産業廃棄物管理票（マニフェスト）や委託契約書
- (ク) 流入水の変動を調整する装置の適正な維持管理（計量槽の調整は適正か等）

エ 汚水の処理状況の確認

- (ア) スクリーン（管理状況、目詰まり等）
- (イ) 生物処理槽（pH、色、臭い、曝気の状態、フロックの状態、生物膜の付着状態等）
- (ウ) 化学処理槽（pH、色、薬品の注入量、攪拌状態等）
- (エ) 沈殿槽（pH、凝集剤量、沈降状態、汚泥の堆積状態、越流堰からの流出状況、汚泥の引抜き状況等）
- (オ) 加圧浮上処理装置（タンク内圧力点検、浮上汚泥のかき取り状況等）
- (カ) 油水分離槽（油の除去・回収状況等）
- (キ) ポンプ類（漏れ、ストレーナーの目詰まり、揚水能力が低下していないか等）
- (ク) 消毒槽（消毒剤の補給状況、残留塩素の検出状況等）
- (ケ) 処理前後の汚染状態・量の測定状況

オ 薬品の使用状況の確認

- (ア) 排水処理用の薬品の貯留量・種類・濃度

カ 処理施設の制御機器類等の確認

- (ア) pH計やORP計等の計器の電極の汚れ・清掃・交換・校正等の状況
- (イ) 故障頻度の高い機器類（ポンプ、ブロアー、ベルト、パッキン、ろ布、電極等）の予備の有無
- (ウ) 制御盤でのスイッチのON/OFF状況・自動/手動状況、pH計やORP計の設定値が適正かどうか
- (エ) 原水調整槽のレベルスイッチの位置等
- (オ) 警報装置の有無や他の方法で異常を感知できるようになっているか

キ 水質測定機器の管理状況の確認

- (ア) pH計等の指示値・印字
- (イ) pH計等の電極部の洗浄・校正状況
- (ウ) 排出水の量の測定が適正かどうか
- (エ) 排出水の汚染状態の測定を自動計測器で行っている場合は、その校正（窒素・りん自動計測器にあつては「窒素・りん水質汚濁負荷量測定方法マニュアル（平成13年3月、環境省環境管理局水環境部）」に基づく管理基準の遵守、COD自動計測器にあつては「水質自動計測器等に関する技術資料（昭和55年6月、環境庁水質保全局水質規制課）」に基づく管理と換算式の検証）が適正に行われているか。
- (オ) 排出水の汚濁負荷量の測定状況について、自動計測器の指示値・その帳票、排水流量計の指示値・その帳票、届出値等との対比（指示値の時間流量×24が届出値の範囲内か等）。

ク 管理簿等の確認

- (ア) 施設の点検状況、処理量、排出水量、処理前後の水質測定（SV₃₀等施設管理指標を含む。）等の維持管理
- (イ) 定められた処理効率・処理水質が得られているか

ケ し尿処理施設（浄化槽）の検査について

確認する事項は基本的に変わらないが、特に事例が多いものについて、その確認事項を補足的に示す。なお、し尿処理施設（浄化槽）の立入検査の際には維持管理業者が立ち会うことが多いが、補修が必要な場合や厨房等汚水発生施設の改善が必要な場合等は、指示内容を当該維持管理業者だけでなく設置者にも伝えること。

- (ア) 施設設置時に想定した汚濁負荷量と現状との相違、過ばつき等の発生の有無・おそれ
- (イ) 季節変動等汚濁負荷量の増減に対応した維持管理の状況
- (ウ) 高汚濁負荷の汚水や油脂の混入の有無・おそれ
- (エ) 消毒剤が適正に処理水に接触しているか

(5) 排水口、排水経路の検査

排水口、排水経路のチェックポイントを以下に示す。各自治体においては、事業場の特性等を加味しながら、これらを参考とし、重点的かつ効率的に立入検査を実施することが求められる。

ア 届出書との照合

- (ア) 排出水の汚染状態・量
- (イ) 間接冷却水専用排水口又は雨水専用排水口となっている排水口から届出書等と異なる排出水が排出されていないか
- (ウ) 届出書等に記載されていない排水口から排出水が排出されていないか
- (エ) 排水口ごとの排水量
- (オ) 排水口の数・位置、排出先の変更の有無

イ 排水経路の状況の確認

- (ア) 排水路やパイプ等の腐食・破損・誤接続（点検しやすい構造であるか等）
- (イ) 雨水・排水側溝にオーバーフロー水等異常水が流入しない構造になっているか
- (ウ) 不用・不適切な配管やバイパス排水経路の有無
- (エ) 床面の形状等による汚水の冷却水等未処理放流水への混入の有無・おそれ
- (オ) 循環利用時の漏れはないか

ウ 排水口や排水口付近の状況の確認

- (ア) 着色、異臭、汚泥の堆積状況、草木の繁茂状況、排水口構造物の破損状況
- (イ) 非常用中和装置等の管理状況

エ 採水の実施

- (ア) 採水には、原則として公害防止管理者（又は代理人）や工場等の責任者の立ち会いを求める。
- (イ) 採水は、原則として最終排水口又は特定地下浸透水の浸透施設で行うが、排水口と同質の採水が可能な場所でもよい。
- (ウ) 排水口が複数存在する場合は、原則としてすべての排水口で採水するものとする。冷却水とされている中に特定排水が含まれていないか注意すること。
- (エ) 他工場等の排水経路を利用する工場については、原則として他工場等の排水と合流する前で採水する。
- (オ) 適宜簡易分析器具等により pH、水温、外観、透視度、SV₃₀、残留塩素等の測定を実施する。
- (カ) 簡易分析結果と届出値、自主測定値又は計器指示値との比較確認を行う。

～届出内容と実態とが異なることが判明した場合について～

立入検査において、届出内容と実態とが異なることが判明した場合は、その内容が妥当であれば届出に反映させるよう指導する。特に特定施設の使用法や汚水等の処理方法について届出と異なるような場合は、これまでの測定結果や指導状況等を踏まえ、必要に応じて事業者に対して行政指導や報告徴収を行うことも求められる。

設置届や構造等変更届は、基準の遵守と届出による事前の確認により違反のおそれを最小限に抑えるために設けられた規定であり、例えば構造等変更届の審査の場合においては、当該届出の前の届出をベースにするため、逐次届出の是正を行っていないと届出審査が困難になることも想定される。また、届出書に事業場から排出されるおそれのある物質・項目についての記載がないと、事業場における自主測定の項目から漏れる可能性もある。

したがって、立入検査の結果、基準違反が認められなかった場合や判明した問題が是正され基準違反のおそれがなくなった場合であっても、届出内容が実態と異なることが判明した場合は、届出の是正が必要である。なお、法第5条又は第7条の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、それが故意である場合、罰則の対象となることにも留意する必要がある。

4 立入検査後の対応

(1) 帰庁後の対応

立入検査の実施後の対応として、帰庁後に行うことは次の3点である。

帰庁後に行う事項	内 容
立入検査票の再チェック等	○記録した数値や施設状況等と届出、規制基準値、過去のデータ等との照合を行う。 ○疑問や問題等がある場合は、事業者への問い合わせ(場合によっては来庁を求め、面談により状況を聴取)や報告徴収、再立入検査を実施する。
現場で行った指示内容の確認	○指示した内容が適切であったかを確認し、指示内容が十分でない場合や不適切な場合は、再度、指示を行うか、指示内容の修正を行う。
採取した検体の分析	○検体は採取後、速やかに分析を実施する。 ○分析結果が判明したら、速やかに届出値や規制基準値等との照合を行う。

(2) 検査結果の記録・保存

立入検査の結果は、当該事業場若しくは他の事業場への指導の際、又は次回の立入検査計画の立案時や設置届等の審査の際に有用となることから、各自治体においては、これの体系立った整理がなされていることが望ましい。特に、基準違反事例や行政措置事例については、重点的に結果を整理し、次回の立入検査や届出審査等に反映させるものとする。

検査結果の記録や保存にあたっては、指導経過台帳や立入結果の報告書などを事業場ごとに一連のファイルに綴っておくと、当該事業場に関する過去の立入検査・指導状況等が一覧できるので便利である。また、基準違反事例や行政措置事例については、個別事業場ごとに整理するだけでなく、各々の事例を一連で抽出できるようにしておくと、他の事業場への立入指導の際にも有用となる。

また、立入検査の結果は情報量が膨大となるため、可能な限り電子データ等でも保存し、当該結果を組織として共有できる体制にしておくとともに、特に行政措置事例については、都道府県が所管する政令市の事例も集約し、都道府県と政令市とで情報を共有し蓄積することが望ましい。

(3) 行政措置の実施等について

行政措置の実施にあたっては、その意義を十分に理解し、遅滞なく必要な措置がとれる体制を整備しておくことが求められる。

法に基づく不利益処分の種類を以下に示す。

- ①法第 8 条及び第 8 条の 2 計画変更命令
- ②法第 13 条及び第 13 条の 2 改善命令、一時停止命令、改善措置命令
- ③法第 14 条の 2 事故時の応急措置命令
- ④法第 14 条の 3 地下水の浄化措置命令
- ⑤法第 18 条 緊急時の措置命令

法の目的は、「事業場からの排出水や地下浸透を規制し、もって国民の健康保護と生活環境の保全を図ること」である。そのために規制基準が設けられており、遵守義務違反に対しては罰則規定がある。改善命令等は、基準の遵守義務を担保する手段として法に規定されているものであり、必要な場合には発動することが求められるものである。なお、周辺の公共用水域に与える影響が軽微であり、事業者がすでに改善の意思を示しているような場合等は、速やかに対応可能な行政指導（口頭指導、文書指導）で同様の効果を得ることができる場合もある。

これらの措置を実施する場合には、過去の事例等を勘案し、事例ごとの措置に不公平がないよう配慮することが肝要である。行政措置の公平性を確保するために、例えば行政措置要領等を作成することも望ましい。

<考慮事項の例>

- ①有害物質かその他の項目か
- ②基準に対する違反（おそれ）の程度
- ③排出水の量
- ④自主測定の状態
- ⑤過去の立入検査結果や行政措置の状態
- ⑥排水処理施設の整備状況や管理状況
- ⑦想定される改善対策の内容と実施の容易さ
- ⑧周辺公共用水域に与える影響の度合い（利水に関する影響も含む。）
- ⑨違反のおそれ等の原因が行政措置の対象物かどうか（例えば、法第 13 条第 1 項の改善命令の対象は、特定施設の構造・使用方法、汚水等の処理方法のみ）
- ⑩事業者の責めに帰すことのできない自然災害や停電等の不可抗力

～不利益処分の発動について～

不利益処分の発動に際して、行政手続法第 13 条第 1 項に基づき、同条第 2 項第 1 号の「緊急に不利益処分をする必要」に該当する場合を除き、弁明の機会の付与が必要である。

おわりに

本手引きは、各自治体の協力を得ながら情報を収集し、立入検査の実務に精通した自治体職員等で構成されるワーキンググループにおいて、立入検査のより一層の重点化・効率化を図る観点から、その基本的な考え方や具体的な留意事項等についてご審議いただき、その結果をとりまとめたものである。

本手引きが、自治体における立入検査マニュアルの策定時や既存マニュアルの見直し時、又は実際の立入検査の参考として広く関係各方面で活用され、各自治体で実施されている立入検査のより一層の充実化に役立てば幸いである。

最後に、本手引きを作成するにあたり、御尽力賜った検査マニュアル検討ワーキンググループの検討員並びに御協力いただいた自治体の担当者の皆様に深く感謝いたします。

<検査マニュアル検討ワーキンググループ検討員名簿>

阿部克己	茨城県生活環境部環境対策課水環境室主査
井澤道雄	福島県県中地方振興局県民環境部主幹兼副部長
小藤一	山口県環境生活部環境政策課環境保全室水環境班主幹
高山俊三	(財)栃木県環境技術協会専務理事
田中秀二	長崎県県央保健所環境課長
田中義治	大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課総括主査
○中澤誠	神奈川県環境農政部大気水質課水質調整班
西岡克郎	高知県東部福祉保健所環境課長
宮本英敏	山梨県富士北麓・東部地域振興局大月林務環境部環境課長
三好廣志	静岡県環境衛生科学研究所技術指導スタッフ主幹

(敬称略、50音順 ○:座長)

環水管発第050318001号
平成17年 3月18日

都 道 府 県 知 事 }
水質汚濁防止法政令市市長 } 殿

環境省環境管理局水環境部長

水質汚濁防止の徹底について

水質汚濁の防止の徹底については、先に平成17年2月4日付け環水管発第050204001号をもって当職より通知したところであるが、今般、JFEスチール株式会社東日本製鉄所(千葉地区)に加え、昭和電工株式会社(千葉事業所)においても問題となる行為が明らかとなった。このため、今後、特に下記の事項に留意され、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下「法」という。)の施行に万全を期されたい。

記

1 特定事業場に対する監視指導関係

今般の事案で特に問題となったのは、排出水の汚染状態及び汚濁負荷量の測定結果記録について、排水基準等を超える測定結果等があったにもかかわらず、長期間にわたり虚偽の記録を行っていたことである。測定及び記録は、排出水に係る排水基準及び総量規制基準遵守義務を担保するために不可欠なものであり、**特定事業場に対する監視指導の一層の徹底を図る必要がある。**

このため、特定事業場に対し、法第22条の規定による報告徴収及び立入検査を適切に行い、特定事業場における排水の監視について指導方万全を期されたい。なお、今回の事案を踏まえ、特に以下の項目について留意されたい。

- ・特定事業場における測定結果が事業場内の複数の者のチェックを受ける体制になっているか否かを確認すること。
- ・特定事業場における測定が採水後速やかに行われ、その結果が生産現場に適切に反映されているか否かを確認すること。（排水処理の大原則は、適正な工程管理により前の水量・汚染状態を低減させることであり、その意味で排水処理施設の管理は工程管理と不可分である。）
- ・特定事業場における排出水の汚染状態の測定結果について、立入検査時に原簿等を確認するとともに適宜報告を徴収すること。また、その値を立入検査による測定結果や届出値等と対比すること。
- ・特定事業場における排出水の汚濁負荷量の測定状況について、立入検査時に自動計測器の指示値及びその帳票（指定計測法による測定を行っている場合は、その測定原簿）並びに排水流量計の指示値及びその帳票を確認すること。また、その値と届出値等と対比すること。
- ・特定事業場における特定排出水の汚染状態の測定を自動計測器で行っている場合は、その校正（窒素・りん自動計測器にあつては、「窒素・りん水質汚濁負荷量測定方法マニュアル（平成13年3月、環境省環境管理局水環境部）」に基づく管理基準の遵守）が適正に行われているか否かを確認すること。

2 スラグの堆積場浸出水等の対策について

JFE スチール株式会社東日本製鉄所(千葉地区)のスラグの堆積場において、浸出水の処理及び流出防止策が適切に行われていなかったことから、その浸出水によるとみられる排水が防波堤付近から排出され、この排水が排水基準に適合しない事例が生じた。

貴管下の特定事業場において同様の事例を生じさせないよう、適切に指導されたい。なお、以下の項目について留意されたい。

- ・敷地境界線等の状況を調査し、届出書等に記載されていない排水口から排水が排出されていないか確認すること。
- ・届出等では「間接冷却水専用排水口」又は「雨水専用排水口」となっている排水口から届出等と異なる排水が排出されていないか確認すること。

参考資料 - 1 の通知後における自治体独自の対応例

1 自主測定に関する確認

(1) 測定状況の確認

- ア 自社分析室の試薬、分析機器の使用・管理状況を確認した。
- イ 定期的に報告を受けている自主測定結果について、分析機関・分析方法の聞き取り調査を実施した。
- ウ 自主測定結果を計量証明書で確認した。
- エ 数年前の自主測定結果を確認した。
- オ 維持管理報告書（汚濁負荷量測定結果報告書等）を精査した。
- カ 自治体に報告されている自主測定結果と原本（計量証明書）をチェックした。
- キ 「排水等自主測定実施要領」に基づき、事業者から計量証明書の写しを添付した自主測定結果の報告を従来から受けている。
- ク 製鉄関係事業場を対象に、自主測定データと立入時の採水分析結果を確認した。
- ケ 自主測定結果の確認とその測定時の状況把握を行い、当該事業場の平均的な排水濃度と汚濁傾向をとらえ、さらに、届出値との比較から排水基準超過のおそれがないかを確認した。

(2) 測定精度の確認

- ア 自社分析室で排水分析や簡易試験（透視度、簡易水質検査キット）を行っている場合、定期的に計量証明事業者に検体分析をさせ、自社の分析値を外部機関の分析結果と比較するよう助言した。
- イ 水質検査（自主測定）については、第三者機関によるクロスチェックを行うよう指導した。

(3) データの管理状況の確認

- ア 立入時に自主測定データの管理方法を聴取した。

2 社内の体制に関する確認

(1) チェック体制の確認

- ア 自主測定結果の社内回覧の有無を確認した。

(2) 緊急時等の体制の確認

- ア 自主測定において、基準超過が生じた場合の社内体制を確認した。
- イ 緊急時の連絡体制、その対応のための体制を確認した。
- ウ 排出水等に異常があった場合の危機管理体制を重点的に確認した。
- エ 場内の24時間の監視体制等を重点的に調査した。

(3) 公害防止管理者に関する確認

- ア 公害防止管理者（水質）が、管理者としての業務を適正に行っているかを確認した。

3 特定施設、排水処理、排出水等の確認

(1) 特定施設、有害物質管理等の確認

- ア 製造業において、工程で使用する物質・材料等に含まれる成分について、安全データシー

トの提出を求め確認した。

イ 立入時にP R T Rや使用薬品等を確認した。

ウ 特定施設の稼働状況に関する日誌（原料消費量、使用水量、排出水量等）を確認した。

エ 有害物質の保管場所を確認した。

オ 屋外にスラグを堆積している事業場について、降雨時の排水経路、スラグ溶出試験の計量証明書を確認した。

(2) 排水処理施設等に関する確認

ア 排水処理施設等の維持管理日報を確認した。

イ 以前より時間をかけて重点的に排水処理施設を確認した。

ウ 排水のバイパス経路の有無を確認した。

エ 排水経路が不明確な事業場に対し、届出内容との照合を実施した。

(3) 排出水に関する調査・確認

ア 前年度に行った立入時の採水分析の結果と届出濃度との照合を実施した。

イ 採水分析結果と届出濃度との間に隔たりがある事業場を対象に、基準値内であっても報告を求めた。

ウ 雨水排水口の排水濃度を確認した。

エ 雨水排水口について採水場所を増やした。

オ 雨水、冷却水等を含むすべての排水口を目視で確認した。

カ 共同処理施設関連企業について、企業群全体にかかる雨水排水口の報告を求めた。

キ 公害・漁業調査船で海域から排水口を確認した。

ク 現場での簡易測定をできるだけ実施し、排水の現状を確認して即時に指導した。

ケ 届出上使用していないとされる項目についても、立入時の聞き取りや業種から判断して適宜測定した。

コ 各事業場の操業実態に応じて、採水・分析項目の見直しを実施した。

サ 使用薬品、操業工程から、発生する有害物質の把握等を行い、分析項目の見直しを実施した。

シ 特定施設等に応じて排水の分析項目を増やした。

ス 今まで分析をしなかった項目を追加した。

セ 表面処理業者の検査項目を見直し、ジクロロメタンを項目に追加した。

4 その他

ア 「特定事業場排水水自主管理要綱」を改正し、有害物質に係る自主測定の回数を月1回以上実施させることとした。

イ 排水量400m³/日以上の大規模な特定事業場に対する特別監視指導として、チェックリストを作成し立入検査を実施した。

ウ 引き続き、夕刻や夜間における立入調査を実施した。

エ 採水立入対象の全事業場に対してアンケート調査を実施した。